

島根県スキー連盟組織のあり方検討委員会要綱

平成28年9月24日 制定

(設置)

第1条 島根県スキー連盟(以下「県連」という。)の組織について検討を行うため、島根県スキー連盟組織のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、県連の組織及び運営方法その他必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を会長に報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次のとおりとする。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 各専門部長
 - (4) 各専門部総務委員長
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者及び関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、評議員会で承認された日から施行する。